

下水道使用料の 改定の必要性について

目次

- 下水道使用料と費用の現状
- 長久手市下水道事業の課題と目標
- 下水道使用料の検討

下水道使用料と費用の現状

使用料単価、汚水処理原価、経費回収率の実績

項目	数式	令和2年度実績
下水道使用料収入	①	690,644(千円/年)
汚水処理費	②	851,852(千円/年)
年間有収水量	③	5,676,921(m ³ /年)
使用料単価	④=①/③	121.6(円/m ³)
汚水処理原価	⑤=②/③	150.0(円/m ³)
経費回収率	④/⑤	81.1(%)

有収水量

有収水量とは、料金徴収の対象となった水量です。

愛知中部水道企業団が発行する通知書の例(赤枠内の数字が有収水量です)

水道料金等納入済通知書 (公)
Water-Sewage Bill/Conta de Água e Esgoto

この用紙は直接機械で読み込みますので、汚したり折り曲げたりしないでください。
(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアではお取扱できません。

ご使用者名: 水道 太郎 様

お客様番号: 1900001-0015 [発行日: R 2.10.9] [処理番号: 2000000163]

R 2	ご使用期間	水量	水道料金(税込)	下水道使用料(税込)
9-10月分	R 2. 8.10-R 2.10. 9	6 m ³	3,790 円	1,474 円

納入期限 Deadline / Data de Vencimento	R 2年11月30日	ご請求金額 Total Amount / Valor Total	5,264 円 (税込)
---------------------------------------	------------	-------------------------------------	-----------------

※下段にバーコードの印字がない場合又はバーコードが読取できない場合はコンビニエンスストアでお取扱できません。

CVS収納用



(91) 959909-4014392000000163019801
201220-0-005264-7

領収日付印

(企業団又はCVS本部保管)

収納代行 DSK電算システム
上記の金額を領収したので通知します。
愛知中部水道企業団 企業出納員殿

収納金 三井UFJ銀行平針支店(銀行関係) → 企業団
融機関 あいち尾東農協東郷支店(農協関係) → 企業団
取りまとめ店 〒489-8794 ゆうちょ銀行名古屋府金事務所センター

水道料金等納入書 (公)
00840-0-960544
愛知中部水道企業団

水道 太郎 様

お客様番号 1900001-0015

納入期限 Deadline / Data de Vencimento
R 2年 11月 30日

ご使用期間
R 2年 8月10日 ~ R 2年10月 9日

ご請求金額 Total Amount / Valor Total
5,264 円 (税込)

愛知中部水道企業団
領収日付印

収納代行 DSK電算システム
(受付金融機関、郵便局又は店舗保管)

水道料金等納入通知書 (公)
兼 領収書(領収証書)
Water-Sewage Bill(Receipt)
/Conta de Água e Esgoto(Recibo)

お客様番号 00840-0-960544
1900001-0015 愛知中部水道企業団
東郷町 和合 北紋谷 212

水道 太郎 様

下記の金額を納入期限までに納めてください。
愛知中部水道企業団 企業出納員 印

Deadline / Data de Vencimento	R 2年 11月 30日
納入期限	R 2年 11月 30日
ご使用期間	R 2年 8月10日 から R 2年10月 9日 まで
ご請求金額(税込)	5,264 円

発行日 R 2年10月 9日
上記の金額を領収しました。
愛知中部水道企業団 企業出納員
領収日付印

収納代行 DSK電算システム
収入印紙不要
(納入者保管)

使用料単価

- ・ 使用料単価とは、有収水量1 m³あたりの下水道使用料収入です。

計算式

$$\text{使用料単価 (円/ m}^3\text{)} = \text{下水道使用料収入 (円/年)} \div \text{有収水量 (m}^3\text{/年)}$$

長久手市下水道事業の令和2年度実績

$$\begin{aligned} \text{使用料単価 (円/ m}^3\text{)} &= 690,644,000 \text{ (円/年)} \div 5,676,921 \text{ (m}^3\text{/年)} \\ &\div \mathbf{121.6 \text{ (円/ m}^3\text{)}} \end{aligned}$$

汚水処理原価（公費負担分を除く）

（以後、「汚水処理原価」とします）

- 有収水量1 m³あたりの汚水を処理するのに要する費用（公費負担分を除く）です。公費負担分は、料金収入とは別に国が決めた一般会計でまかなうべきとされる金額です。

計算式

$$\text{汚水処理原価（円/ m}^3\text{）} = \text{汚水処理費（円/年）} \div \text{有収水量（ m}^3\text{/年）}$$

長久手市下水道事業の令和2年度実績

$$\begin{aligned}\text{汚水処理原価（円/ m}^3\text{）} &= 851,852,000 \text{（円/年）} \div 5,676,921 \text{（ m}^3\text{/年）} \\ &\div \mathbf{150.0 \text{（円/ m}^3\text{）}}\end{aligned}$$

経費回収率

- ・ 汚水処理にかかる経費を、どの程度使用料収入でまかなえているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能となります。これが100%であれば使用料収入で経費をまかなえていることになります。

計算式

$$\text{経費回収率(\%)} = \text{使用料単価(円/ m}^3\text{)} \div \text{汚水処理原価(円/ m}^3\text{)} \times 100$$

長久手市下水道事業の令和2年度実績

$$\text{経費回収率(\%)} = 121.6 \text{ (円/年)} \div 150.0 \text{ (円/年)} \doteq \mathbf{81.1 (\%)}$$

使用料単価、汚水処理原価、経費回収率の実績

- 長久手市下水道事業の経費回収率は令和2年度実績が81.1%となっています。100%に満たないので、**使用料収入でまかなえていない状況**です。

項目	数式	令和2年度実績
下水道使用料収入	①	690,644(千円/年)
汚水処理費	②	851,852(千円/年)
年間有収水量	③	5,676,921(m ³ /年)
使用料単価	④=①/③	121.6(円/m ³)
汚水処理原価	⑤=②/③	150.0(円/m ³)
経費回収率	④/⑤	81.1(%)

一般会計繰入金について

- 総務省は、地方公営企業へ拠出する一般会計繰入金の基準を定めており、雨水処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費などについては、下水道事業の公共性から、一般会計で負担すべき経費（**基準内繰入金**）としています。
- 使用料収入および基準内繰入金だけでは不足する場合には、一般会計から繰り出す**基準外繰入金**で補填します。

長久手市下水道事業の一般会計繰入金の金額（令和2年度）

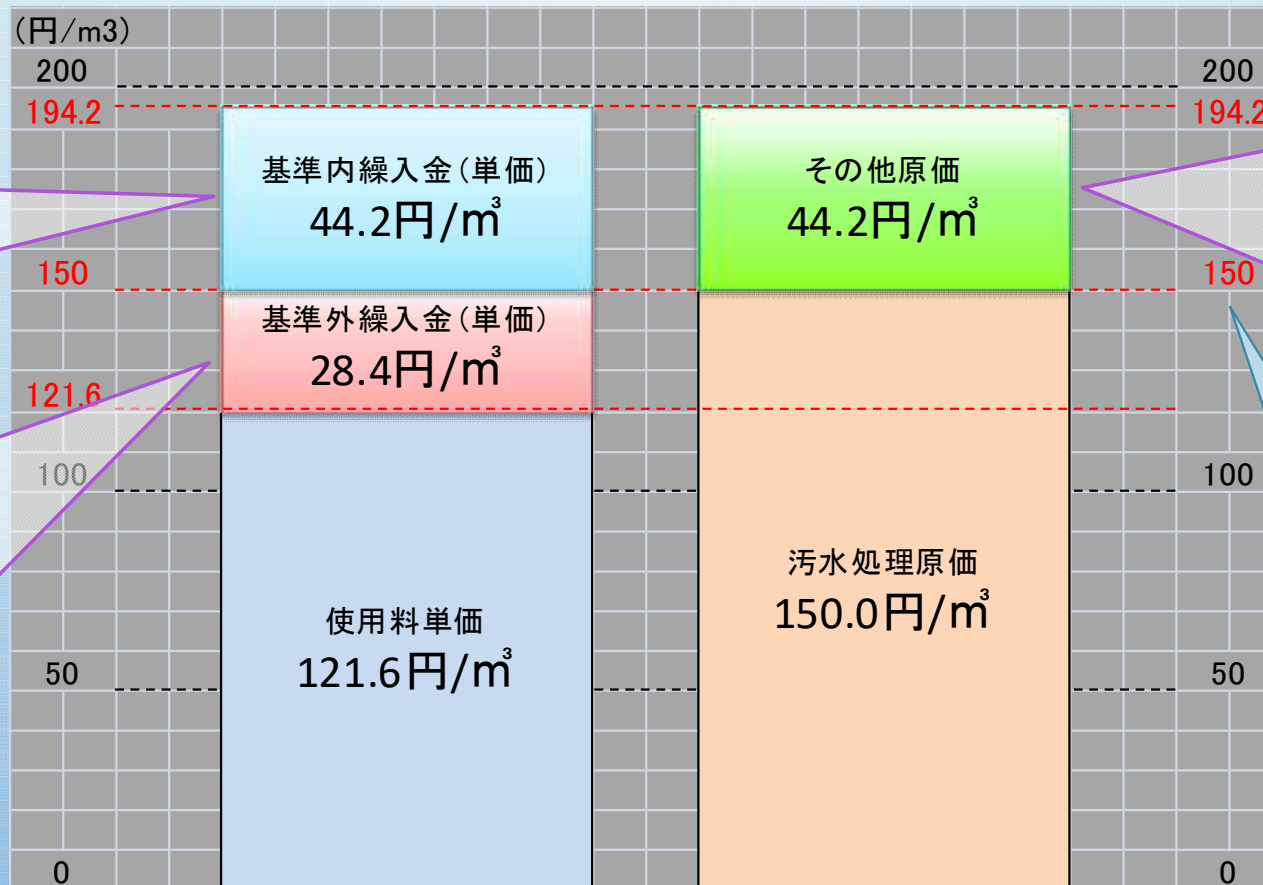
	令和2年度
基準内繰入金	250,920（千円）
基準外繰入金	161,208（千円）
合計 （一般会計繰入金）	412,128（千円）

※基準外繰入金については、利益分を控除しています。

使用料単価、汚水処理原価の比較図

一般会計が負担すべきとされている金額。

使用料収入や基準内繰入金だけで運営できないのでそれを補てんする目的で一般会計から繰り出す金額。



施設の維持管理費等の総額から適正な使用料収入(150円)を差し引いた金額。

適正な使用料収入150円は、国が定めた基準です。

収入

支出

長久手市下水道事業の課題と目標

地方公営企業の独立採算について

- 地方公営企業である下水道事業は、その経営に要する経費は下水道使用料をもって充てる独立採算制が原則とされています。

長久手市下水道事業の課題と目標

課題 経費回収率81.1%



目標 経費回収率100%

下水道使用料の検討

ケース1 現行使用料を 継続する

このケースでは、経費回収率が81%前後となり、基準外繰入金が毎年必要となる見込みです。

ケース2 基準外繰入金 をなくす

このケースでは、目標である経費回収率100%を達成し、基準外繰入金をなくすことができます。この場合、令和2年度ベースで現行使用料から1.23倍の料金改定が必要になります。

ケース3 基準外繰入金 と基準内繰入 金をなくす

このケースでは、経費回収率129%となり、基準外・基準内繰入金の両方をなくすことができます。この場合、令和2年度ベースで現行使用料から1.6倍の料金改定が必要になります。

※いずれのケースも、資産維持費は含めません。

検討ケースの比較

	経費回収率100%の達成	基準外繰入金	基準内繰入金	現行使用料からの倍率	水量20m ³ の使用料イメージ (税抜き)
ケース1	×	要	要	1.0	2,000円/月
ケース2	○	不要	要	1.23	2,460円/月
ケース3	○	不要	不要	1.6	3,200円/月

(参考)現在の下水道使用料体系

基本使用料 (1使用月につき)		超過使用料 (1使用月につき)	
排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料
10m ³ まで	1,000円	10m ³ を超え30m ³ まで	1m ³ につき 100円
		30m ³ を超え50m ³ まで	110円
		50m ³ を超え200m ³ まで	130円
		200m ³ を超え500m ³ まで	160円
		500m ³ を超える場合	190円